

監査委員告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 2 項の規定により、監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 30 年 3 月 29 日

上田市監査委員 小 池 俊 一  
同 深 井 武 文

平成29年度「行政監査」結果に対するもの

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
財政部	契約検査課	<p>新角間配水池浄水器設置工事、水質監視機器更新工事</p> <p>専門業者から提出される性能試験結果報告書等には、監督員の立会い状況についての記載を求め、検査時に確認が必要ではないかと考える。</p>	<p>監督員の立会い状況は、監督員日誌及び性能試験結果報告書により記録が残るよう指導してまいります。</p> <p>また、検査時の確認については、監督員が実施した段階検査により動作確認した旨を検査状況欄へ記載してまいります。</p>
財政部	契約検査課	<p>西部公民館施設整備事業 電気設備工事</p> <p>外部機関の検査について、監督員が立ち会うことの必要性が曖昧である。</p>	<p>立ち会う必要性の有無は、標準仕様書に「設計図書に定められている場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける」と記載されております。</p> <p>この基準に従って、今後も引き続き、検査時に確認をしてまいります。</p>
財政部	契約検査課	<p>上田市の工事検査体制について</p> <p>上田市の工事検査体制は、現在、工事発注者と請負者以外の独立した第三者・財政部契約検査課が工事を検査するという仕組みで実施されている。工事担当課が(Plan、Act)、施工工事業者が(Do)、契約検査課が(Check)のそれぞれの役割にあたるPDCAサイクルが構築できる。契約検査課から指摘、指導されたことは、請負者の事業改善につながるだけでなく、工事担当課にとって、自らの工事監督業務を充実させることになる。今後、このサイクルが十分に機能し公共工事の品質確保が図られることを期待したい。</p>	<p>現在、構築されているPDCAサイクルを活用し、工事検査にて指摘、指導(Check)した事項が、請負者の事業改善及び工事担当課の監督業務に生かされ、公共工事のより良い品質確保につながるよう周知徹底を図ってまいります。</p>

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
財政部	契約検査課	<p>工事検査の年度末集中について</p> <p>年間工事検査件数の1/3が年度末の3月に集中している状態であることは、適正な検査に支障を及ぼすことが懸念される。</p> <p>また、工期が迫る中での急ピッチな施工は、公共工事の品質確保に課題が残る。現在実施されている契約検査課・工事担当課との連携体制に財政課を加えた連携体制を再構築し、工事発注の計画化・平準化により、公共工事の品質確保に取り組むことが望まれる。</p>	<p>工事担当課へ早期の工事発注及び計画的な発注による工事の平準化を呼び掛けるとともに、適正な工期にて発注できるよう工事担当課だけでなく財政課も交え、研究してまいります。</p>
財政部	契約検査課	<p>工事担当課による請負者指導・監督業務等の標準化について</p> <p>工事検査の指摘事項は、施工計画書、報告書、工事写真など工程管理に関することが多く、今回監査した10件のどの工事についても同じような指摘が見られた。</p> <p>年度当初に開催されている工事担当課との合同会議では、検査の指摘事項についても取り上げられているが、過去5年間の工事成績を見るとわずかながら好転している傾向は見られるものの著しいものではない。</p> <p>指摘頻度の多い事項をデータベース化したものを基に施工業者指導監督用のマニュアルなどを再整備し、それをを用いて着工前に施工業者に徹底するなど工事担当課による監督業務の標準化が望まれる。</p>	<p>指摘事項を整理し、頻度の多い項目については、工事検査時及び工事担当課合同会議等で重点的に周知し、事業担当課内での情報共有等も依頼してまいります。</p> <p>また、既存マニュアル(土木工事現場必携、土木工事共通仕様書、建築・機械設備・電気設備工事の公共建築工事標準仕様書等)の理解、活用をより促し、請負者指導を含んだ監督業務の改善が図られるよう働きかけてまいります。</p>

部局	課所	監査の結果	(措置等)通知内容
財政部	税務課	<p>課内での人員配置等について</p> <p>リスク管理の観点から現在の担当職員1名体制に副担当を加えることや、職員のローテーションを実施することなどにより、課内に事務処理ができる職員が複数いるような体制を作ることが望まれる。</p>	<p>1名体制の業務について、副担当を明確化するとともに事務処理マニュアルを係内で共有し、事務が滞ることがないように体制を作ります。</p>
財政部	税務課	<p>税情報の有効活用について</p> <p>法人市民税の賦課事務に当り、税務課が所有する個人市県民税特別徴収、固定資産税などの貴重な税情報について、課税客体把握の有効な手段として活用されることが望まれる。</p>	<p>個人市県民税特別徴収義務者との突合や、法人所有の建物との突合などにより、課内で所有する税情報の有効活用を図り、課税客体の把握に努めます。</p>